

裁判上、自白ハ無  
論口頭、  
モ、  
タリ然レトモ

得	ハ	ハ	シ	カ	ム	思	ル	ハ	当
ハ	ハ	ハ	テ	ラ	ル	中	ト	ハ	事
キ	ハ	ハ	ハ	ス	ル	=	キ	者	者
ナ	ハ	ハ	ス	若	能	存	ト	ハ	一
リ	ハ	ハ	ル	シ	ハ	ス	糸	方	方
然	ハ	ハ	ト	言	サ	ル	氏	武	ハ
レ	ハ	ハ	ク	語	ル	自	其	ハ	事
ト	ハ	ハ	得	ヲ	カ	白	相	事	變
モ	ハ	ハ	ル	登	如	若	手	若	ク
此	ハ	ハ	ハ	ス	キ	ク	方	ハ	疾
自	ハ	ハ	ハ	リ	ノ	ハ	=	病	=
白	ハ	ハ	該	ト	結	追	右	レ	因
ハ	私	云	当	能	果	認	一	疾	リ
裁	署	ハ	事	ハ	ヲ	ハ	方	病	武
判	証	ル	者	サ	求	利	ハ	=	
示	書	如	ハ	ル	ス	益	明	レ	
ニ	作	ク	既	当	ト	ヲ	確	ハ	
於	ル	裁	=	事	有	得	ナ	ハ	
テ	コ	判	通	者	ル	セ	ル	サ	
認	ト	外	常	ニ	可	シ	意		

定セラルルカ若クハ適法ニ認定シタリトセラ

ル、トシテ要ス故ニ裁判ハ此場合ニ於テ此陳

述ニ許サ、ル可カラス裁判所ハ此陳述ニ裁判

可、印ヲ捺シ且其陳述カ裁判ニ於テ答セラ

レタル旨裁判書記、明示附記ニ依リ此自白

ヲ認メシムルコトヲ要ス、果テ、訴訟ニ於

法律ハ又当事者カ言語ヲ奏スルコト能ハス又

書ク下モ能ハサル場合、豫定セザル可ラス此

場合ニ於テ若シ当事者カ裁判ヲ示シタリ提示

ハ裁判可トシテ於テ相手方ヨリ提示シタル問題ニ

ハ裁判可トシテ於テ相手方ヨリ提示シタル問題ニ

八 裁判 死 於 手 方 ヲリ 提 示 夕 九 監 題

形容ヲ以テ明カニ卷ッルテ得而シテ裁判死

カ其返吞ハ確實ナリト認ムルトキハ口頭自白

ノ規則ヲ此ニ適用スルテ得ヘシ

斯ノ如キ自白ハ要求セラレト甚夕稀ニシ

テ又裁判死カ之ヲ認ムルコト甚夕稀ナルヘシ

明カニ然レバ法律カ契約ノ提拱ニ付テノ兼

諾ノ形容ヲ以テ獎ヘラレ、テク認許スルカ如

ク(財産編)才三百十七卷卷者斯ノ如キ自白ノ認

許ヲ法律ニ於テ裁判死ニ認ムルハ其宜ク得夕

ルモノト云フ可シ

第二款

裁判外、自白

第四十二條

法律、明文ヲ以テ裁判外、自白ニ定義ヲ下ス

トシテ要セス此自白ハ裁判外ニ於テ為サレ

タルモノナリトシテ其名称ニ依テ明テハナリ然

レ氏此ニ法文ト共ニ注意ヲ為ストシテ要スル一

矣アリ即若シ裁判外、自白カ相手方又ハ其

法律上裁判上若クハ合意上、代理人ノ面前ニ

於テ為サレサリシトキハ此自白ハ何れノ証拠

カク有セサルト是ナリ蓋シ此自白ヲ受諾シ之

カ  
ワ  
有  
七  
サ  
ル  
一  
是  
ナ  
リ  
蓋  
シ  
此  
自  
白  
ヲ  
受  
諾  
シ  
之

為	ニ	ラ	タ	故	ト	又	為	ノ	ヲ
サ	大	作	ル	ニ	シ	ハ	サ	輕	利
カ	ナ	リ	人	例	信	目	レ	シ	用
ル	ル	巴	カ	ハ	ト	的	タ	ク	ス
可	全	ニ	之	人	得	魚	ル	或	ル
ク	田	他	ヲ	全	ヘ	ク	コ	ハ	ノ
サ	人	ノ	拒	田	ケ	シ	ト	不	利
ル	債	或	絶	ヲ	レ	テ	ニ	確	益
コ	務	ル	セ	債	ハ	為	依	定	ヲ
ト	ヲ	人	シ	典	ナ	サ	リ	目	有
ク	担	ニ	切	セ	リ	レ	始	的	ス
陳	担	向	願	レ	ク	タ	ラ	ヲ	ル
述	シ	ヒ	ヲ	コ	ク	ル	以	テ	者
ニ	近	テ	都	ト	信	モ	テ	面	ノ
且	日	同	ト	ヲ	底	ハ	自	奇	現
此	之	一	款	請	者	ニ	白	ニ	在
口	カ	若	シ	求	ク	非	カ	於	カ
実	并	ク	テ	セ	ハ	サ	輕	ニ	此
ヲ	濟	ハ	辭	ラ	見	ル	忽	於	自
シ	ク	吏	柄	レ	ル	コ	ニ	テ	白

テ一層ノ真正ナリトノ推測ヲ生セシメニカ為

メ債務者ノ何人タルコトヲ明示シタリト仮定

スヘシ此場合ニ於テ右債権者ナリト指示セラ

レタル人カ此陳述ノコトヲ聞知シテ以テ債

権ノ証拠ニカ如キトシ全ク為シ得入キテニ

非ルナリ

又例ハ或ル人ヨリ一物件ヲ賣與セルトトノ

請求ヲ受ケタル者單純ニ之ヲ拒絶スルコトヲ

セスシテ既ニ此物件ヲ他人ニ賣渡シタリト陳

述セリ此場合ニ於テ假想ノ取得者カ此不実ノ

陳述ヲ為シタル人ニ對シテ該物件ノ所有權ヲ

速  
セリ  
此  
場  
合  
ニ  
於  
テ  
仮  
想  
ノ  
取  
得  
者  
カ  
此  
不  
実  
ノ

判	シ	信	ニ	ハ	ル	注	サ	得	陳
決	有	書	掲	昏	口	律	ル	レ	述
力	シ	カ	ク	類	頭	ハ	ト	ト	ヲ
之	且	私	ル	ト	ハ	相	求	為	シ
ニ	其	署	ヲ	ヲ	自	手	ル	シ	タ
私	目	証	以	同	白	方	如	ル	人
署	的	証	テ	一	ト	又	キ	ニ	封
証	カ	証	宜	位	之	ハ	ハ	シ	シ
証	十	証	ヲ	ニ	ニ	其	変	テ	テ
証	分	條	得	置	宛	代	シ	為	該
証	明	件	タ	ケ	テ	理	テ	シ	物
証	確	ヲ	ル	リ	タ	人	為	得	件
証	ナ	具	モ	此	ル	ハ	シ	ハ	ノ
証	ル	備	ノ	事	信	面	得	テ	テ
証	中	シ	ト	タ	昏	前	ハ	テ	テ
証	ニ	就	ス	ル	若	ニ	テ	為	テ
証	当	中	蓋	特	ク	テ	為	シ	非
証	リ	署	シ	ニ	ハ	為	シ	非	非
証	テ	名	若	明	其	シ	非	非	非
証	裁	捺	シ	文	他	タ	非	非	非
証	印	印	シ	文	他	タ	非	非	非

以	其	以	信	ル	且	其	書	法	ニ
テ	書	テ	書	モ	権	意	類	律	躋
足	証	テ	若	ノ	義	義	ノ	ハ	躋
シ	ヲ	自	ク	ナ	上	甚	寄	信	ス
リ	調	白	ハ	リ	ハ	夕	送	唇	ル
ト	査	ノ	書		性	廣	又	ノ	ニ
ス	シ	書	類		負	濶	ハ	外	ト
之	ニ	証	中		ヲ	ニ	交	ニ	無
ニ	其	ト	ニ		有	シ	付	自	カ
反	効	為	記		ス	テ	ヲ	白	ラ
ニ	力	ス	載		ル	追	掲	即	ニ
テ	ノ	ノ	セ		魂	認	ク	テ	カ
裁	籠	便	ル		テ	ニ	柳	追	為
判	田	益	自		ハ	係	々	認	メ
外	ヲ	ヲ	白		唇	ニ	唇	ヲ	ナ
ノ	定	有	ハ		類	事	類	包	リ
口	ム	ス	其		ヲ	実	ハ	含	
頭	ル	隨	書		包	ニ	ル	シ	
自	ノ	テ	類		含	関	語	タ	
白	ニ	最	ヲ		ス	シ	ハ	ル	



以テ是レリトス之ニ反シテ裁判外ノ口頭自白

之ヲ征スルニテ要スル法律ノ特ニ之ヲ

証明スル方法ヲ示セルニ以テテ之ヲ

スルニテテテテテテテテテテテテテテテテ

ノ自白カ裁判取ニ於テ為サレトモ別段ナリ

ト雖モ此場合ニ於テ該自白ノ裁判上ノ自白

ト為ル可シ後ニ掲ケルカ如キ人証ノ制限

又ル條件(才天才奈以下參看)ニ後テ要ス

流毛ノナリテテテテテテテテテテテテテテテテ

第四十三條全文ニ對シテテテテテテテテテテテテ

裁判外ノ自白カ証セテテテテテテテテテテテテテテテ

為	ル	然	三	誤	ノ	リ	裁	ノ	裁
人生	ノ	レ	自	ノ	証	即	判	理	判
スル	故	任	白	為	ヲ	チ	上	十	上
下	ヲ	法	ハ	ノ	許	才	ノ	ニ	ハ
有	以	律	分	証	サ	二	自	故	自
リ	テ	ハ	可	自	ル	其	白	ニ	白
得	自	此	カ	白	ニ	証	ニ	法	比
下	白	自	カ	言	ト	抛	固	律	シ
自	カ	白	カ	消	才	力	有	ハ	テ
白	或	カ	ル	ス	二	分	ル	裁	一
カ	人	裁	下	下	例	完	三	判	層
後	不	判	是	得	外	全	箇	外	下
用	注	不	ナ	得	ト	ニ	ノ	ノ	カ
也	意	注	リ	得	レ	テ	理	自	ル
方	若	於	ハ	得	テ	原	論	白	カ
レ	ク	テ	ハ	得	テ	則	ヲ	ニ	テ
多	人	為	ハ	得	テ	上	以	安	興
	欺	カ	ハ	得	テ	及	テ	ル	方
	偽	レ	ハ	得	テ	口	セ	ニ	ル
	ト	欺	ハ	得	テ	才			

裁判上ハ自白ニ比シテ一層下ナルカヲ興方ル

為人生スルに有り得入キテ認メタリ故ニ法律

ハ裁判スニ於テ裁判外ノ自白カ採用セラレタ

ルトキハ精密明確ニシテ斯ル如キハ原由ニ歸

スル可キ自白ノミヲ採用ス可キヲ裁判官

ニ命セリ然レバ證據者又

第四十四條ニ於テ證據ノ危險或ハ斷令債權

承諾ノ瑕疵甚クハ無能力ノ為ル義務ヲ取消ス

又ハ其成立力爭ニ係ル前段第二十三條參看

省其義務ハ全部又ハ一分ノ任意履行ハ或ハ場

合於テ點示ハ確認ニ於テキ効力有ルハ

合於テ點示ハ確認ニ於テキ効力有ルハ

此觀念之排斥之追究也

上會其說明之方針之  
本全規定之  
成

依此是此方法之因之  
勢有効又成

立人罪示其自前記  
規定為變更又

廢滅之  
此事之毫無疑

生スルニ至ル  
尚其類似効力

有スルニ至ル  
規定之明文之掲

其當ヲ得タルモノトス  
是

第四十五條  
自前日之新規定

人或ハ思料之可  
有効ニ言消之ヲル裁判外

自白ハ其言消前  
生ス可キ効力ヲ毫毛存続也

自白...其言消前...生不可...知力...毫毛存...統也

レ  
ト  
然  
レ  
氏  
法  
律  
レ  
此  
觀  
急  
ノ  
排  
作  
レ  
追  
認  
ヨ

リ  
生  
ス  
ル  
時  
効  
ノ  
中  
断  
ノ  
才  
百  
九  
条  
及  
七  
才  
百  
十  
八

条  
參  
看  
其  
言  
消  
ノ  
拘  
ハ  
ラ  
ス  
存  
續  
ス  
レ  
下  
明  
定  
シ

夕  
リ  
実  
ニ  
君  
心  
然  
ラ  
ス  
ト  
ス  
ル  
ト  
キ  
債  
權  
者  
又  
ハ

物  
權  
ノ  
本  
主  
ノ  
為  
メ  
非  
常  
ニ  
危  
険  
ナ  
ル  
可  
シ  
令  
債  
權

者  
又  
ハ  
物  
權  
ノ  
本  
主  
ニ  
シ  
テ  
時  
効  
成  
就  
セ  
レ  
ト  
ス  
レ

二  
此  
ヲ  
キ  
其  
權  
利  
ノ  
追  
認  
ヲ  
得  
ル  
レ  
於  
テ  
期  
間

ノ  
満  
了  
前  
ニ  
時  
効  
中  
断  
ノ  
為  
メ  
裁  
判  
上  
ニ  
請  
求  
ヲ  
起

ス  
可  
キ  
必  
要  
ナ  
シ  
思  
料  
ス  
可  
シ  
然  
レ  
モ  
後  
日  
自  
白

ノ  
言  
消  
ヲ  
以  
テ  
時  
効  
中  
断  
ヲ  
取  
消  
シ  
得  
ル  
ト  
キ  
ハ

ル  
時  
効  
ノ  
申  
新  
ニ  
非  
ス  
レ  
テ  
其  
身  
上  
ア  
リ  
タ  
ル  
ト  
キ

進	時	テ	ク	非	ク	ト	消	此	相
行	ニ	且	ル	ス	ナ	ス	ハ	故	手
ラ	於	必	ニ	レ	ル	ル	時	ニ	方
回	テ	要	至	テ	ト	ハ	ヨリ	法	權
復	経	ナ	ル	意	キ	正	更	律	利
ス	過	ル	可	外	ハ	當	ニ	ハ	ハ
ル	ス	制	ケ	ニ	原	ナ	新	中	全
下	可	限	レ	レ	告	ラ	時	断	ク
テ	キ	ヲ	ハ	テ	ハ	サ	効	テ	消
許	殘	越	ナ	且	只	ル	進	維	滅
也	期	ス	リ	正	損	可	行	持	ス
リ	ニ	サ	故	當	害	シ	テ	テ	可
是	付	ル	ニ	テ	ヲ	何	ハ	夕	ケ
テ	前	為	法	テ	免	ハ	始	リ	レ
以	時	メ	律	テ	カ	ナ	ル	然	ハ
テ	効	只	ハ	ル	ル	ル	ハ	レ	ナ
其	カ	自	正	利	ハ	此	テ	氏	リ
結	再	白	當	益	ハ	人	モ	自	リ
果	ニ	ハ	ニ	ヲ	ハ	其	ノ	白	リ
テ	其	當	シ	受	ニ	如	ハ	言	ハ

進行  
ラ  
回復  
スル  
下  
ラ  
許  
セ  
リ  
是  
ラ  
以  
テ  
其  
結果  
タ

ル  
時  
効  
ノ  
中  
断  
ニ  
非  
ス  
レ  
テ  
其  
停  
止  
アリ  
タル  
ト  
キ

ト  
同  
一  
ナ  
リ  
（  
九  
百  
二  
十  
九  
条  
参  
照  
）  
然  
レ  
モ  
之  
力  
為  
リ

此  
事  
実  
ニ  
中  
断  
ノ  
名  
称  
ヲ  
付  
ス  
ル  
コ  
ト  
ク  
妨  
ケ  
ズ  
何

ル  
ナ  
レ  
ハ  
争  
ニ  
係  
ル  
権  
利  
ノ  
追  
認  
ハ  
時  
効  
ノ  
停  
止  
ヲ

生  
ス  
ル  
ニ  
非  
ズ  
其  
中  
断  
ヲ  
生  
ス  
ル  
モ  
ハ  
ナ  
レ  
ハ  
ナ  
リ

裁  
判  
上  
ノ  
自  
白  
ヲ  
言  
消  
シ  
タル  
場  
合  
ニ  
於  
テ  
ハ  
之  
ト

同  
一  
ナル  
規  
定  
ナ  
レ  
其  
理  
由  
タ  
ル  
蓋  
シ  
其  
自  
白  
ハ  
訴

訟  
手  
續  
中  
ニ  
生  
ス  
ル  
モ  
ハ  
ナ  
レ  
カ  
故  
ニ  
時  
効  
ヲ  
中  
断

ス  
ル  
ハ  
其  
訴  
訟  
ヲ  
終  
了  
セ  
ザ  
ル  
以  
テ  
ナ  
リ  
而  
シ  
テ  
自  
白  
ノ  
言

消  
ス  
ル  
訴  
訟  
ヲ  
終  
了  
セ  
ザ  
ル  
以  
テ  
因  
リ  
此  
場  
合  
ハ  
時  
効  
ノ

事項規定  
他ノ場合  
ト云フニ在リ

(第百十一條乃至百十三條參看)

分三節  
公正証書

第四十六條

立派者力有案  
公正証書  
附入  
公吏

人証言  
若錫  
以  
其意實  
此公

証  
公正証書  
其有  
其性  
其明

方  
其  
其  
其  
其  
其  
其  
其

力  
其  
其  
其  
其  
其  
其  
其  
其  
其  
其

其  
其  
其  
其  
其  
其  
其  
其  
其  
其  
其

今其普通ノ人  
ト云フニ在リ  
其  
其  
其  
其  
其  
其  
其  
其  
其  
其  
其



其	ノ	第	カ	故	人	ナ	擔	第	今
事	事	二	ハ	ニ	ヲ	リ	保	一	其
実	実	公	ハ	見	ル	然	ヲ	公	普
ノ	ヲ	更	十	陳	資	ル	有	更	通
證	證	ハ	万	述	格	ニ	エ	ハ	ノ
明	ス	自	七	タ	ヲ	通	ル	智	證
ニ	ル	己	信	ル	以	常	條	識	人
付	為	ノ	用	ヤ	テ	ノ	件	ト	ト
ラ	メ	向	ヲ	特	ノ	ミ	ヲ	正	異
ハ	豫	前	置	別	証	人	以	実	ナ
特	メ	ニ	ク	ナ	人	ハ	テ	ト	ル
別	命	テ	コ	ル	タ	一	政	ノ	所
ノ	セ	成	ト	式	ル	私	府	点	ヲ
管	テ	就	能	ヲ	ヲ	人	ノ	ニ	九
轄	ル	ス	ハ	以	得	ノ	撫	付	ニ
ヲ	者	エ	ス	テ	ル	ミ	任	キ	示
有	ト	キ	ル	エ	ノ	又	セ	總	ス
セ	シ	一	ル	ル	ミ	唯	シ	テ	可
リ	テ	定	ニ	ニ	此	一	モ	ノ	レ
ル				非		私	ノ		

ヲ以テナリ

可カラス又通常ノ證人ハ其證言スルコトアル

可キ事實ニ偶然際會スルモノニシテ且其事實

ハ千種万態ニ際涯ナキモノナリ而シテ時々

私ノ證人ヲ認許セサルコトアルハ實ニ例外ノ

場合ニ限ルモノナリ

第三 公更ハ裁判所ニ於テ特別ナル手續ヲ以

テ證言スルニ非スニシテ裁判所以外ニテ證言ス

ルモノナリ或ハ之ヲ社會一般ノ前ニ於テ證言

スルモノト云フヲ得ヘシ其證言ハ筆記セテシ

且必要アル場合ニ於テ之ヲ利用スル為メ或ル

方式ヲ以テ之ヲ調製スルモノト云フ初シテ爾來

且必要アル場合ニ於テ之ヲ利用スル為メ或ル

方式ヲ以テ之ヲ調製スルモノトス初シテ通常

ノ證言ハ裁判上ニテ且口頭ニテ之ヲ為スモノ

ニシテ其効力ハ其關係スル訴訟ト同シケ其事

件ノニニ制限セラレ、モノナリ

以上ニ説明シタル所ニ依シハ公正證書ハ豫メ

備ヘタル證據ト稱スル種類ニ屬スルモノニシ

テ此点ニ於テハ私署證書ト性質ヲ同クスルモノ

ノナリ而シテ普通ノ証人ハ此ノ如キ性質ヲ有

セス

歟ノ如ク豫メ其權利ノ證據ヲ準備スルハ當事

者ニ取リテハ果モ用意周到ノ處置ト云フ可シ

何トナレハ以テハ如ク為ストキハ權利發生ノ備

時ニ於テ其證據ヲ調製スルヲ以テ常々其欲ニ

ル所ト欲セサル所トヲ十分ニ明確ナラシムル

ト容易ナル可シ若シ當事者ノ意一致セサルコ

ト有リトセシカ尚更ニ協議スルコトヲ得ヘリ

又斯ノ如クナルモ尚小議協ハストセハ契約ヲ

為サズニシテ證書ニ署名セサル可シ此ノ如ク

ナルトハ訴訟ノ起ル可クハ只契約書中ノ言

辭ナルトハ訴訟ノ起ル可クハ只契約書中ノ言

辭ナルトハ訴訟ノ起ル可クハ只契約書中ノ言

辭ナルトハ訴訟ノ起ル可クハ只契約書中ノ言

可ク力故ニ甚ク訴訟ヲ減少スルヲ得ヘシ

辭意義又合意ノ履行アリタルヤ否ノ點ノ止

可才力故ニ甚ク辭認ヲ減少スルヲ得ヘシ

公使今公證人ヲ以テ以公使ノ例トナスハシニ

依頼スルハ時トシテハ有益ナルノミナラズ実

ニ必要ナリ蓋シ約束ヲ為ス可キ一方ノ當事者

力書スルヲ知ラサルニ他ノ一方ノ當事者ハ

印章ノ押捺シタルヤ否ニ付キ争ノ起ルコトア

ル為メ印章ノ押捺ノミヲ以テ満足セサルコト

有ル可シ此ノ如キ場合ニ於テ若シ公證人ニ依

頼スルモノトセシカ其合意ハ自ラ公證人ノ陳

述ニ依リテ證セラルヘシ何トナレハ其合意ヲ

ルヤ公吏ノ面前ニ於テ寫シタルモノナレハナ

リ是ニ於テカ印章押捺ノ事實ハ之ヲ留テラ

得又只公證人ハ印章ヲ調査スルノ職務ヲ有セ

サルヲ以テ印章ノ眞否ヲ證明セサルノシ

要式合意ノ場合ハ公正証書ヲ作ルコト必要

ナル場合ノ例トシテ之ヲ示サ、ル可シ何ト

ナレハ其<sup>此</sup>場合<sup>合</sup>ニ於テハ<sup>合</sup>証據トシ必要ナル

班ニ見所為ノ要式ナルカ為リ即チ其成立ノ

為リ必要ナレハナリ然レバ此場合ニ於テモ

公正証書カ月一ノ証據カソ有ズルハ勿論ナ

リ

公正証書カ月一ノ証拠カリテ折スルハ何論ナ

又公正証書ハ私署証書ハ証拠カリテ有スルト

日時ハ民事訴訟法ニ定メタル條件ニ從ヒ執

行カラズ有スルモナリ第五百五十九條ヲ五

百六十條及チ五百六十二條

本條第一項ハ當事者ノ請求ニ因リ公更ノ調製

ニシテ証書ノコトヲ規定ス

其第一項ハ官廳ノ代人トシテ事ヲ行フ官更ノ

調製ニシテ証書ヲ以テ公正ノモノト為シ以テ

公正証書ノ定義ヲ擴張セリ而シテ此規定タル

唐ニ官廳カ私ノ法人ト曰一ノ資格ヲ以テ所為

ニ關係スル場合ノ適用セラルハニ川ラ之ニ

テ尚ホ其官憲トシテ之ニ關係シタル場合ヲモ

包含スルモノナリ故ニ或ル事ヲ為シ又ハ為サ

ハ其命令許可ノ交付ハ之ニ依テ先ツ其交付ヲ

公正ニ證ス可ク且ツ又交付ノ為ワレタル時期

ト場所トシテ證明スルモノナリ

第三項ニハ或ル證書カ公正ノ性質ヲ有スル為

メ要スル條件ヲ指定シタリ而シテ其數四アリ

公使ノ云種ノ管轄及ヒ或ル方式ノ遵守即チ是

ナリ



公使ノ云候ノ管轄及ヒ或ル方式ノ遵守即チ是

十

第一 公証人及ヒ復他方式公定ハ其管轄区内ニ

施テスルニ非サレハ證據ニ依テ凡證書ヲ調製

スルヲ得又然レ氏右ハ當事者双方ハ勿論其

一方ト雖モ必ク其管轄区内ニ住所ヲ有ス可シ

トシテ認ヒテ非ズ總ト人ト其管轄区内ニ住所

ヲ有ス可ク又調製ト人ト其管轄区内ニ住所

区内ニ住所ヲ有セザルハ勿論居所ヲ有セサ

ルハト雖モ旅行中ノ如クモ或ル公證人ノ前ニ

出テ証書ヲ調製スルヲ得ハト雖モ公證人ハ

當事者、陳述ヲ聽キテ、意書ク作人爲メ其管轄

区外ニ至ルヲ得サルヲ謂フノ又公証人ハ一

個人力自事務所ニ求ルヲ得カレ場存ニ於テハ

其迄、至ルヲ得ハトモ凡其任所力自己ノ管轄

区内ニ在ルノ條件ヲ要ス故ニ其管轄区外ニ在

テハ最早法條上ニ於テ通一ノ個人タルノトモ

口ル資格ヲ有セズ

第ニ、之ヲ護入及ヒ其他ノ公更ハ區別ナク總テ

之ヲ種類ノ種書又作ルヲ得ルニ至リテハ各自或

ル所爲ニ付テ持テ其管轄ヲ有ズ在リテ最ニ

凡所爲ニ付テ持テ其管轄ヲ有ズ在リテ最ニ

凡所爲ニ付テ持テ其管轄ヲ有ズ在リテ最ニ

凡所應... 付... 持... 其... 管... 轄... 有... 之... 在... 之... 際... 最... 也

ノ	ヲ	ニ	下	萬	サ	有	ノ	テ	廣
抵	似	シ	ヲ	三	ル	エ	公	財	大
觸	サ	ラ	給	公	ナ	ル	重	産	管
ク	ル	等	ス	證	リ	コ	及	ノ	轄
ル	ト	親	又	人		止	ヒ	園	ヲ
ト	ス	以	此	ハ		リ	官	ノ	有
ヲ	ル	ハ	ノ	目		而	吏	ル	エ
字	ル	コ	禁	ヲ		シ	ハ	ハ	ル
ス	ル	アル	止	利		ラ	一	公	證
ル	ル	者	ヲ	益		其	層	證	人
ノ	ル	ル	權	ヲ		信	制	書	ニ
現	ル	ル	張	取		轄	限	ヲ	シ
其	ル	ル	シ	エ		以	セ	似	ラ
ク	ル	ル	其	ル		外	ラ	ル	公
也	ル	ル	親	證		出	ル	得	證
ノ	ル	ル	親	書		ツ	ル	其	人
	ル	ル	又	ヲ		ル	管	他	ハ
	ル	ル	ハ	作		得	轄	總	認
	ル	ル	姻	ル			ヲ		
	ル	ル	縁						

ナリ

第四 證書ハ法律ノ定メタル方式ニ從ヒテ之ヲ

調製セサル可カラズ其方式ハ眞真正正ノ擔保ト

リ今其主タル方式トシテ公證ニ會人ト稱スル

証人ノ出席當事者又ハ其代人ノ出席是等ノ者

ニ爲スハ其調製スル證書ノ朗讀其署名若ク

ハ捺印又ハ其署名ニ若クハ捺印スルヲ得サリ

ト陳述ヲ指シ可シ

本條未項ノ法文ハ當事者ノ爲メニ証書ヲ作シ  
可ク稱スルノ公吏ノ管轄ニ關スル事項ヲ特別

下ノ種々ノ公目ノ管轄ニ當スル事候ヲ特別ノ

証書及規則ニ譲リ

第四十七條

本條ニ於テハ適正ナル公正証書ノ証據カラ規

定メ本條ハ此事ニ關シテ簡短ニシテ且明瞭ナ

ルヲ言フ便用ニヨリ即チ此証書ノ偽造ノ申立

アルコトハ證據擧グ為スルノトス之ヲ詳言スレ

ハ其證據ノ對抗ヲ受ケタル當事者カ之ヲ偽造

ノ元ノトモ強シテ抗辯セサル限リハ受任スル

證據擧グ為スルノコトニ而シテ單ニ證據ノ偽造ナ

ルコトヲ申立ツルノコトニテハ未ダ是レヲ云

ラ	民	ク	告	ク	芳	偽	ル	ル	フ
コ	事	損	々	サ	友	造	ル	氏	可
ハ	訴	ス	ヲ	ル	ニ	ノ	民	事	ヲ
ル	訟	ル	リ	ノ	公	新	事	訴	又
為	訟	ヲ	ル	ノ	使	ヲ	訟	訟	尚
ノ	、	得	ト	ノ	シ	為	ノ	ノ	ホ
二	於	人	ト	リ	對	ス	方	身	自
為	テ	ケ	ト	何	シ	者	法	偽	造
ス	テ	レ	モ	ト	テ	ハ	、	造	造
ハ	偽	ハ	之	ハ	巨	敗	依	リ	申
ナ	造	ナ	力	ハ	額	訴	進	テ	立
キ	ト	リ	高	公	ノ	ノ	テ	此	ツ
キ	シ	テ	ノ	使	賂	場	偽	造	ル
キ	テ	テ	其	自	ヲ	合	ヲ	ノ	者
キ	此	テ	債	テ	寫	ニ	テ	之	ノ
キ	証	テ	用	偽	カ	於	テ	二	因
キ	書	テ	ノ	造	、	テ	テ	因	ス
キ	ヲ	テ	裁	ノ	ル	ハ	テ	ス	
キ	無	テ	子	被	可	相	テ		
キ	効	テ				子			
キ	ナ								

一、  
 二、  
 三、  
 四、  
 五、  
 六、  
 七、  
 八、  
 九、  
 十、  
 十一、  
 十二、  
 十三、  
 十四、  
 十五、  
 十六、  
 十七、  
 十八、  
 十九、  
 二十、

今小嗚民事誰誰地造ノ新ノ身續ノ二付テ之

一親付リ身刑事上ノ新ノ身續七閑スルモハハ

必條ヲ以テ之ヲ想定レ既ニ追認セラレタルハ

署證書ニ関シテ示シタルハ同一ノ環論ニ之カ

詳説ヲ讓サリ蓋ニ公正ナリト主張セラレタルハ

證書ヲ無効トシ公ニ其下算ニ偽因ノ初事則訴及

漏刑日場宜ハ天所限ル下カ得之何トテ止ハ偽

送者ハ公更ハ罪ナシ他ノ若シハ其眞偽送者ハ

知事ナク有ル所ナク亦偽送者ハ其神又ハ死去

一因リ其罪可免カレハ一有ル可クハナリ

本條傳送ノ申立ヤルヲテハ託據カク打スルハ

証書ノ如何ナル部分ナルヤ明定セリ物ニテ

本條ノ定ムル所ニ依ルハ証書中總テハ託據カ

此カヲ打スルニ非ズニ思公使自テ為シタル

ノト又ハ其面前ニ於テ生シタル事候ニ関スル

公使ノ証言ノ性質ヲ有スル記載ノニ止ルモ

ノナリ公使カ公然証明スルハ定ム証書ノ此部

分ノ凡ソナリハナリハナリハナリハナリハナリ

之ヲ例スルハ公使カ有事者某日ニ於テ

公使ノ面前ニ某動産又ハ不動産若クハ某

金圓ノ目的トスル讓渡約勢又ハ免除ノ合意ヲ



公更... 宜前... 其動... 又... 不... 若... 學

金圓ヲ目的トスル讓渡約勢又ハ其陳ノ合意ヲ

為ス旨ヲ陳述スルニシテ其言ニ以テ公更ハ在

百事者ノ陳述及ヒ其旨ノ前ニテ成スル事

實ニ從ヒ本諺書ヲ調製スルコト其骨事者

之ヲ讀ミ聞カセラルル事者其力自己ノ前ニ

テ其書ヲ署名スル事又ハ或ル原因ニ因リ

署名スル能ハスル陳述ニシテ其書其日果

必ハ其行某證人ノ立會ヲ以テ之ヲ作リ其證人

亦已シト共ニ之ヲ署名スル事ヲ陳述スル

即チ公更力一身上自ラ知リタル事其ノ陳述

千重改ヲ為シ又ハ一方カ糸許ヲ為シ若クハ地

義務	例	身	得	陳	之	フ	右	り
務	ハ	證	リ	遠	コ	ル	コ	
日	ハ	據	リ	テ	ト	テ	掲	
ル	ハ	ハ	シ	ナ	ク	テ	ケ	
工	ハ	ハ	シ	シ	ク	シ	タ	
十	ハ	公	場	公	得	ハ	メ	
ク	事	更	合	更	ス	ハ	ル	
ク	若	カ	ト	カ	ハ	真	陳	
陳	カ	知	於	其	ハ	心	述	
述	公	言	テ	一	心	ニ	ハ	
シ	更	リ	ハ	身	交	交	皆	
而	ノ	出	縦	ニ	ス	ス	偽	
シ	面	テ	ヒ	係	ル	モ	造	
テ	前	タ	謔	ル	以	ノ	ノ	
尚	ニ	タ	據	自	前	方	詐	
ホ	於	ル	カ	ラ	ノ	法	ノ	
且	テ	モ	成	調	事	ヲ	以	
面	從	ハ	之	査	笑	テ	テ	
前	一	ハ	ス	ス	ノ	テ	テ	
ニ	箇	ハ	ル	心		テ	テ	
於	ハ	ハ	也	下		テ	テ	
		ハ	也	ラ		テ	テ	
		ハ	也			テ	テ	
		ハ	也			テ	テ	

義務のルコトヲ陳述シ而シテ尚其目前ニシ

テ重攻ヲ為シ又ハ一方カ兼済ヲ為シ若クハ地

ノ一方カ免除ヲ為シ昔ヨ陳述スルコトアリト

ス可シ此場合ニ於テ公更ハ宜改辨済又ハ免除

ノ尊厳ヲ護スト是レ端事者カ目前ニ於テ消滅

セシメシトスル從來ノ義務ノ所至ニ付テハ是

ヲ知ル所ナシ若シ此義務カ証明セザルハ丁有

ルモ是レ公正護善ニ依ルニ非ズシテ此機有ニ

依テ護衛セズルコトアルヲ認メルノ至極ト

ナリ此旧義務ヲ負担スル者事若ハ帝ハ皇統

ニ依リテ其義務ヲ承認シタルノコトナラズ

土進テ其河滅ヲ為スニ干典シヨクハナリ又不

動産ノ讓渡ノ場合ニ於テ買主カ代價ハ全部又

ハ一類分ニ於テ其賣主ハ對シテ有セリト主張ス

ル價額ト若シ相殺之可クモト云ヒタルカ又

ハ賣主カ所有権ノ起原ヲ指示シヨクトセシ

公正證書中ニ記載シヨク此ニ箇ノ事實ヲ陳述

シヨクルコトハ之ヲ争フテ得サル可シ何トナ

レハ公使カ自身ニ於テ此陳述アリタルコトヲ

シヨクシハナリ然レハ斯ル陳述ニ及ル旧事

實ノ真實ハ當テ和證書ニ関シ主文ニ直接ノ関

系ヲ行シ又ハ其主文ノ完補ムル文意ト此性質

宣... 眞... 常... 和... 證... 書... 二... 度... 主... 文... 正... 接... 序

係の有し又ハ其玉又ヲ完補スル文言ト此性質

ヲ有セカル文言トノ間ニ爲シクハ區別ニ從ヒ

テ之ヲ證スルコトヲ得ヘクハ此參看第三十五

年... 時... 時トシテ...

時トシテ... 否最モ属々常事者ノ争ハ所ハ公使

人證言ハ眞否ニ非ズルヲ證書ノ公正ナルヤ否

ヤ即ケ其證書ノ出処如何ニ在ルコト有ル可シ

乃ケ或ハ證書カ其指示署名及ヒ捺印ノ存スル

公使ノ身ニ成リタル非ズト主張スルコト有ル

可シ

次点ニ関スル本法ノ論末ハ條理ト一般ノ便益

トニ是キテ定ヨリルモノナリ即チ證書カ公正

証書ノ外形ヲ備ヘ主要ノ方式ニ合スル時ハ其

證書ハ現實ニ公正證書ナリト推定ス此至ル

方式ハ下ノ三箇ノ外見ノ性質ヨリ成ルモノナ

リ第一ニ證書ハ公吏ノ名ヲ以テ調製セラル

ク証明ス可キ事實ヲ證書中ニ公吏自ラ叙述ス

ル上ト第二ニ證書ハ公吏ノ署名ト其役印ト

ヲ載スルナリト云々在官人ノ署名捺印アル

ト是レナリ

公正證書ニ関スル本法ノ論末ハ條理ト一般ノ便益トニ是キテ定ヨリルモノナリ即チ證書カ公正証書ノ外形ヲ備ヘ主要ノ方式ニ合スル時ハ其證書ハ現實ニ公正證書ナリト推定ス此至ル方式ハ下ノ三箇ノ外見ノ性質ヨリ成ルモノナリ第一ニ證書ハ公吏ノ名ヲ以テ調製セラルク証明ス可キ事實ヲ證書中ニ公吏自ラ叙述スル上ト第二ニ證書ハ公吏ノ署名ト其役印トヲ載スルナリト云々在官人ノ署名捺印アル

公正護書ニ固有ナル此等ノ方式アリト云テハ

其證書ハ現實右ノ公更ヨリ出テタリト恩料ス

ルハ當然ニテ其支對ノ場合ニ於テハ公正証

書ノ偽造アリルハ物ルニ偽造ハ刑罰ニ至ル

ル犯罪ニシテ犯罪ノ推定ヲ以テ之ヲ是レ可ク

又故ニ利益關係ノ力公正証書タルハ推定ヲ破

ラレトシテ之ニ依リテハ只偽造ノ証ノ方格ヲ用

ルノ一途アリトシテ

偽造ノ証ノ手續ハ必然繁雜ナルモノナリ其規

則及ヒ手續ハ民事訴訟ニ付テ之ヲ知ル可シ

第四十八卷

偽造ノ訴カ一旦起リタル上ハ證書ノ真正ナル

トテ疑ハシムルヤ當熟ナリ而シテ公正証書ハ

私署證書ト異ナリ<sup>辨</sup>特定明確ニシテ且要求ス

可キ義務ヲ證明スル場合ニ於テハ屬々判断ヲ

要セスニテ執行スルヲ得ヘキモノナルカ故ニ

之抗者ハ且執行力モ亦訴據カト共ニ中止セラ

ル可キトテ附記セリ

法律ハ又私署證書ニ於ケルカ如ク公正證書ニ

在スヘキ種々ノ文言ノ間ニ爲ス可キ區別ニ関

シテ既ニ前段ニ記載シタル第ニ十五卷ニ於テハ



存之ハキ種々人文言人間ノ爲ス可ク區別シ漢

シ既ニ前段ニ記載シタル第二十九至ニ讓レリ

此場合ニ於ケル文言ハ當事者ノ陳述ニシテ或

ハ明示若クハ默示ニテ提供又ハ受諾ヲ為シタ

ルノシ公更ハ之ニ関スル所ナシ故ニ其効力ニ

至テハ私署證書ト云正託書トノ間ニ是ニ差別

アリト無シ

第四十九條

證書カ公正ノモノタル爲ナニ必要ナリ條件ヲ

規定シ且其條件ノ履行セラレタル場合ニ於テ

有ルハ其効力ヲ規定シタル後立法者ハ其條件

レ	ノ	全	部	又	ハ	一	分	ニ	於	テ	履	行	セ	ラ	レ	ル	場	合	ヲ	
レ	規	定	ス	而	シ	テ	斯	ノ	如	ク	ナ	ル	ハ	公	証	人	カ	第	四	十
レ	六	策	ニ	指	示	シ	タ	ル	三	箇	ノ	管	轄	中	其	一	ニ	付	キ	條
レ	轄	管	ヲ	有	ヤ	サ	ル	歟	又	ハ	成	規	ノ	方	式	ノ	履	行	セ	ラ
レ	レ	サ	ル	場	合	ニ	於	テ	之	レ	有	ル	ヲ	得	ヘ	シ				
レ	若	シ	證	書	ニ	出	捐	ヲ	為	ス	者	即	チ	義	務	ヲ	負	擔	シ	又
レ	ハ	權	利	ヲ	抛	棄	シ	若	ク	ハ	讓	渡	ヲ	為	ス	當	事	者	ノ	署
レ	名	ナ	リ	又	捺	印	ヲ	元	載	セ	サ	ル	ハ	右	ノ	證	書	ノ	其	
レ	知	ナ	シ	何	ト	ナ	レ	ハ	此	場	合	ニ	於	テ	當	事	者	ノ	出	席
レ	シ	タ	ル	下	及	ヒ	是	當	事	者	カ	署	名	ス	ル	ヲ	知	ラ	ス	

又  
 署  
 名  
 出  
 席  
 知  
 ラ  
 ス

シタル下及び其留事者カ署名スル下ヲ知ラズ

又ハ署名ニ得サル下ヲ陳述ニ付ル下トテ託ス

此公更ハ陳述ノ外更テ留事者カ現案此台意

テ于與ニ由ル上ノ證據ヲテ又而テ是レ宛

ニ其証書ヲ公正ノモノトシテ取ル場合ニ

シテ公使ハ少ナクモ公使トシテ信ニ得ヘカラ

ル場合ナクハナリ唯第七節ニ記シタル規則ト

區別ニ從ヒ若シ其事宜カ人證ヲ許スハ其性質

ニシテ且其價格ノ制限以内ノモノナルハ公

更ニ普通ノ証人トシテ陳述スル下ヲ得ヘク

ニシテ

公正証書トシテ方式ニ合セラル証書ト一方ノ

當事者ニ權利ヲ付與シ又ハ其當事者ニ對シテ

有スル權利ヲ放棄シ即チ出捐ヲ爲シ他ノ當事

者ノ署名若クハ捺印アルトチハ縱ニ公正証書

トシテ無効ナルモ其証書ハ私署証書トシテハ

全ク有効ナリ

民事タルヤ法文ヲ以テ之ヲ明定セラル場合ニ

於テハ當然ニ生ズ可カラサルモノニシテ是レ

実ニ法律カ證書ハ利益ヲ受ケル當事者ニ對シテ

ハ一大恩惠ナリ何トナレハ私署証書ト云ハ

り  
一  
大恩恵ナリ  
何トナ  
ハ  
私署證書ト  
云云

一  
定  
ノ  
方  
式  
ニ  
從  
フ  
可  
キ  
モ  
ノ  
ニ  
シ  
テ  
此  
証  
書  
ハ  
其

方  
式  
ニ  
合  
セ  
サ  
ル  
モ  
ノ  
ナ  
レ  
ハ  
ナ  
リ  
即  
チ  
双  
務  
ノ  
義

務  
ヲ  
包  
含  
ス  
ル  
私  
署  
証  
書  
ハ  
二  
通  
ノ  
原  
存  
ヲ  
調  
製  
セ

サ  
ル  
可  
カ  
ラ  
ス  
第  
二  
十  
一  
条  
参  
看  
又  
私  
署  
証  
書  
カ  
全

額  
其  
他  
ノ  
定  
量  
物  
ノ  
義  
務  
ニ  
關  
ス  
ル  
ハ  
少  
ナ  
ク  
又

或  
ル  
特  
別  
ノ  
場  
合  
ニ  
於  
テ  
格  
段  
ナ  
ル  
捺  
印  
ヲ  
要  
ス  
ル

モ  
ノ  
ナ  
リ  
参  
看  
オ  
シ  
タ  
シ  
然  
ル  
ノ  
膏  
事  
者  
ノ  
意  
ニ

於  
テ  
公  
正  
証  
書  
ヲ  
ラ  
シ  
メ  
レ  
ト  
欲  
シ  
此  
目  
的  
ヲ  
以  
テ

公  
正  
証  
書  
ト  
シ  
テ  
調  
製  
シ  
タ  
ル  
證  
書  
ハ  
固  
ヨ  
リ  
敷  
通

ノ  
白  
本  
ニ  
調  
製  
セ  
サ  
ル  
可  
ク  
且  
膏  
事  
者  
カ  
約  
諾  
シ  
タ



反對証書  
十條

必	必	之	毛	及	必	示	必	為	反
竟	十	天	反	對	毛	人	全	人	對
心	リ	知	心	証	人	証	部	人	証
心	而	え	下	書	心	書	若	人	書
二	以	心	下	ハ	下	ハ	ク	人	ハ
公	元	ト	下	概	下	公	心	人	本
吏	人	望	得	シ	下	正	一	人	條
八	之	心	心	天	得	人	分	面	二
手	又	所	心	私	可	毛	心	心	云
三	称	ハ	何	署	心	人	毀	心	ハ
依	心	毛	ト	二	而	心	滅	天	ル
天	若	心	心	係	心	下	天	顯	如
作	公	心	ト	心	天	天	記	示	ノ
ラ	人	通	ハ	心	秘	得	心	人	秘
心	証	知	公	虫	密	ハ	心	書	密
夕	書	心	心	毛	人	ハ	毛	面	二
ル	ト	心	人	亦	証	夕	心	人	存
下	云	心	証	公	昏	又	心	變	心
下	心	心	書	心	即	私	心	更	心
指	ハ	心	ハ	ノ	子	署	頭	又	心

示	於	故	示	及	成	作	示
ス	テ	ニ	人	対	立	ラ	ス
カ	当	法	証	人	ス	シ	カ
為	事	律	書	証	ル	ト	為
メ	者	ハ	ニ	書	モ	欲	メ
ニ	ニ	右	変	ハ	ハ	ス	ニ
シ	非	反	更	秘	ニ	ル	シ
テ	サ	対	ヲ	密	シ	モ	テ
公	ル	証	加	石	テ	ハ	公
然	利	書	ス	性	全	ハ	然
作	害	カ	ル	質	ク	其	作
ラ	関	才	ヲ	ヲ	秘	証	ラ
レ	係	三	以	有	密	書	レ
タ	人	者	テ	ス	ハ	カ	タ
リ	ヲ	乃	主	ル	性	当	リ
ト	害	子	眼	カ	質	変	ト
調	ス	此	ト	故	ヲ	者	調
フ	ル	場	ス	ニ	有	ノ	フ
ニ	ヲ	人	ル	且	ス	ニ	ニ
非	以	ニ	カ	頭	ル	ニ	非

示  
 其  
 目  
 的  
 ト  
 セ  
 一  
 下  
 ヲ  
 恐  
 シ  
 外  
 リ  
 是  
 ヲ  
 以  
 テ  
 法  
 律  
 ハ

示  
 ス  
 カ  
 為  
 メ  
 ニ  
 シ  
 テ  
 公  
 然  
 作  
 ラ  
 レ  
 タ  
 リ  
 ト  
 調  
 フ  
 ニ  
 非



其目的トモニテテ恐レ外リ是ヲ以テ法律ハ

反對証書ノ右利害關係人ニ對シテ効力ナクシ

テ其効力ハ署名者及ビ其承權人ニ對スルニ非

升レ不生モカレ旨ヲ宣告セシメ債務者ノ所為カ

債權者ノ權利ヲ害シテ為升レサレ片ハ一般ニ

其所為ノ効力ヲ受クキ債權者トモニ反對証

書ノ契約セラレタル時ニ在テ債權者カ之ヲ

知ラザリシハ其債權者ニ反對証書ノ効力ヲ

受ク非ス是レ財産編第百四十一條ニ

掲ケタル魚則ニ對スル著シキ例外アリ右ニ反

シテ未五十二條ニ於テ三者及ビ其他ノ利害

關係人力反對証書之援用之得ルヲアルヲ見ル

其債権者ニ対シテ然ルヲ得ルコトナシ

若シ原証書力其目的ノ性質ニ因リ登記ニ付セ

更ニ公然ナル所大キキ考察スルハ反對証書ニ比シ

力魚証書同一大キ効力ヲ有スルハ

甚ク驚訝スル如ク然ルニ於テ注意ス

可キハ当事者力者三者ト約定スル時ニ當リ才

三者ニ原証書ノ如ク知ラ

之ヲ欺クヲ得ルキハ是ナリ而シ

シメスレテ之ヲ欺クヲ得ルキハ是ナリ而シ

此	當	此	于	之	事	此	中	有	天
理	初	下	隨	元	後	場	心	不	才
論	二	亦	元	才	然	人	才	元	三
適	隱	知	其	三	於	詐	者	一	者
用	秘	藏	應	者	多	害	之	入	不
明	口	以	取	三	甘	心	取	及	所
瞭	点	人	得	其	吞	才	固	對	為
十	二	心	不	原	所	三	者	讓	合
九	存	可	此	權	為	者	知	書	以
八	心	并	得	權	也	權	利	以	前
七	毛	一	心	利	夕	利	非	元	係
六	八	箇	年	三	兵	非	之	之	心
五	十	既	權	制	心	之	對	抗	確
四	力	成	利	限	点	所	抗	不	實
三	為	月	三	下	三	為	何	此	日
二	二	証	制	下	存	不	何	如	附
一	八	書	限	即	也	不	何	如	天
二	二	天	天	天	天	天	天	天	天

之  
 天  
 三  
 者  
 不  
 所  
 為  
 合  
 以  
 前  
 係  
 心  
 確  
 實  
 此  
 日  
 附  
 天

リ此情況ヲニ在テ若シ者カ甲者ニ對スル其表

リ	三	甲	ク	天	ヲ	一	ニ	ニ	ニ	ニ	リ
更	ノ	者	ハ	約	示	以	存	存	存	存	更
ニ	設	カ	不	セ	シ	然	シ	シ	シ	シ	更
少	例	乙	動	リ	テ	心	置	置	置	置	少
小	ヲ	者	産	是	利	ニ	少	少	少	少	小
十	示	ハ	ノ	口	益	乙	久	久	久	久	十
儿	ス	為	賣	顯	下	者	シ	シ	シ	シ	儿
音	コ	メ	却	示	取	心	記	記	記	記	音
ヲ	ト	ニ	代	ノ	持	之	書	書	書	書	ヲ
記	ハ	借	價	所	ス	卜	シ	シ	シ	シ	記
載	必	用	ト	為	ル	同	時	時	時	時	載
シ	要	金	乙	十	者	時	其	其	其	其	シ
夕	ナ	ト	テ	リ	ニ	ニ	相	相	相	相	夕
儿	リ	シ	若	即	之	若	互	互	互	互	儿
記	ニ	テ	干	子	ヲ	少	ノ	ノ	ノ	ノ	記
書	ニ	又	金	乙	示	ハ	間	間	間	間	書
ヲ	ニ	ハ	同	者	又	其	真	真	真	真	ヲ
与	ニ	動	ノ	ハ	テ	後	實	實	實	實	与
ハ	ニ	産	義	此	ヲ	甲	ノ	ノ	ノ	ノ	ハ
夕	ニ	若	務	所	得	者	秘	秘	秘	秘	夕

債	就	也	右	就	若	心	人	見	り
權	也	非	ノ	キ	己	ナ	ニ	ノ	此
者	ヤ	非	如	テ	未	ル	対	債	情
ニ	ル	ス	キ	右	三	音	以	權	况
斯	ハ	且	人	ノ	者	ヲ	テ	ヲ	ニ
ノ	シ	詐	意	債	カ	証	債	未	在
如	然	害	ハ	權	表	シ	務	三	テ
キ	ル	ハ	常	ノ	見	タ	ハ	者	若
人	ニ	法	ニ	差	盾	心	成	ニ	シ
人	右	律	詐	押	債	申	立	賣	ハ
意	ノ	ノ	害	ハ	權	述	タ	却	者
ナ	人	豫	ノ	外	者	ヲ	ナ	ス	カ
カ	意	定	目	ル	ヲ	利	心	心	甲
リ	ノ	ノ	的	ト	心	用	旨	時	者
セ	目	為	ヲ	キ	ハ	ス	若	ハ	ニ
ハ	的	メ	以	毛	者	ル	タ	甲	対
有	ハ	ニ	テ	亦	ノ	林	ハ	者	ス
ス	表	屢	為	然	手	林	更	ハ	ル
ル	見	々	开	リ	裏	得	ニ	讓	其
コ	ハ	成	ル	ハ	ニ	ス	少	受	表

謀  
ア  
ル  
ノ  
ヲ  
知  
ル  
サ  
ル  
カ  
故  
ニ  
之  
カ  
競  
合  
ヲ  
受  
ク  
ル

事	ス	者	キ	定	易	当	此	ト
実	ル	ハ	乙	セ	ニ	事	計	ヲ
ヨ	ニ	反	者	ン	ス	者	策	得
リ	敢	対	ハ	ニ	ル	ノ	タ	サ
シ	テ	証	自	甲	ノ	意	ル	ル
テ	之	書	己	者	ヲ	ニ	誠	信
尤	ヲ	ヲ	ノ	力	得	之	ニ	用
ノ	以	以	証	破	ル	レ	嫌	ヲ
結	テ	テ	書	産	モ	有	厭	与
果	対	之	ヲ	又	ノ	ラ	ス	フ
ヲ	抗	ニ	以	ハ	ナ	リ	ハ	ル
来	セ	対	テ	分	リ	シ	キ	ニ
ス	サ	抗	清	散	此	ニ	セ	在
ハ	リ	ス	美	ニ	前	詐	ノ	ル
シ	シ	ル	中	陥	例	害	ニ	コ
甲	ト	ノ	加	リ	ヲ	ヲ	シ	ト
者	ス	権	入	タ	以	事	テ	ヲ
ノ	ハ	利	シ	然	テ	後	且	得
真	シ	ヲ	甲	レ	假	ニ	皆	ハ
実	状	有	甲	ト	假	容	初	シ

謀	然	公	人	例	管	心	心	心	心
至	又	又	心	心	心	心	心	心	心
心	時	時	時	時	時	時	時	時	時
結	結	結	結	結	結	結	結	結	結
果	義	義	義	義	義	義	義	義	義
即	上	上	上	上	上	上	上	上	上
知	如	如	如	如	如	如	如	如	如
力	對	對	對	對	對	對	對	對	對
故	証	証	証	証	証	証	証	証	証
之	書	書	書	書	書	書	書	書	書
力	毫	毫	毫	毫	毫	毫	毫	毫	毫
競	已	已	已	已	已	已	已	已	已
合	詐	詐	詐	詐	詐	詐	詐	詐	詐
受	害	害	害	害	害	害	害	害	害
久	有	有	有	有	有	有	有	有	有
心	也	也	也	也	也	也	也	也	也

謀  
至  
心  
結  
果  
即  
知  
力  
故  
之  
力  
競  
合  
受  
久  
心

七才三者之對レテハ常ニ管理人ノ所有ニシテ

害	心	天	及	及	心	取	担	過	性
不	心	管	對	右	心	得	保	失	ト
心	毛	理	証	管	毛	ス	夕	若	十
所	何	理	書	理	毛	ル	心	夕	心
大	何	止	三	人	理	必	入	ハ	ハ
心	婦	心	是	ニ	及	要	心	不	恐
何	心	心	等	移	此	十	然	良	有
ト	心	時	人	轉	場	ル	心	入	心
十	心	之	株	ニ	太	資	ニ	行	心
レ	十	心	式	テ	ニ	本	管	為	心
ハ	心	心	心	之	於	夫	理	ハ	心
是	心	讓	依	ニ	於	所	人	場	心
等	ノ	度	然	實	於	持	ニ	合	十
ノ	如	心	債	与	三	セ	於	ニ	リ
株	十	心	主	心	者	心	テ	於	且
式	ハ	心	ノ	而	カ	心	是	テ	亦
ハ	何	心	所	レ	自	心	等	金	重
會	人	心	有	テ	己	心	ノ	錢	大
社	ニ	心	ニ	一	人	無	株	上	十
及	毛	約	心	ノ	株	十	ヲ	ノ	心



事者	証書	難ハ	一ニ	在テ	才三	ル	下	右	口
ノ	ハ	ハ	ニ	テ	者	コ	大	反	ト
作	顯示	普通	証據	モ	ノ	ト	得	對	ヲ
ル	ノ	法	ノ	公	坎	得	ス	証	ハ
所	証書	ニ	煩難	義	証	ハ	從	書	シ
タ	ヲ	從	ナル	上	書	ケ	テ	ヲ	以
ル	テ	ヒ	ル	ニ	ヲ	レ	必	テ	テ
カ	自	テ	同	在	無	ハ	要	合	社
故	ラ	テ	題	テ	効	ナ	ル	及	及
ニ	決	自	アル	モ	ト	リ	場	ヒ	常
其	定	ラ	ル	最	ス	ニ	公	才	三
所	ス	決	ノ	早	ル	於	者	者	對
為	ハ	定	然	根	抗	テ	二	抗	ス
ノ	シ	ス	ル	基	弁	ハ	之	ス	ル
シ	シ	ハ	所	ス	ハ	法	ヲ	ル	テ
ニ	カ	抑	ナ	ル	律	上	差	シ	テ
テ	為	モ	シ	所	ニ	唯	押	テ	
才	ノ	反	此	ナ			上		
三	當	對	煩	シ					

宝  
 ス  
 ル  
 所  
 タ  
 ル  
 何  
 ト  
 ナ  
 レ  
 ハ  
 是  
 等  
 ノ  
 株  
 式  
 ハ  
 合  
 社  
 及  
 ス  
 ル  
 何  
 ヲ  
 妨  
 タ  
 ル  
 ナ  
 シ  
 故  
 ノ  
 如  
 キ  
 ハ  
 何  
 人  
 ニ  
 モ

反  
對  
証  
書  
ノ  
中  
ニ  
者  
ニ  
對  
シ  
テ  
効  
力  
ナ  
キ  
所  
以  
ハ  
反

對  
証  
書  
ハ  
其  
性  
質  
ニ  
於  
テ  
秘  
密  
ノ  
毛  
ノ  
ナ  
ル  
力  
故  
ナ

リ  
然  
レ  
凡  
若  
シ  
事  
實  
ニ  
於  
テ  
反  
對  
証  
書  
効  
力  
ヲ  
排  
斥

セ  
シ  
ト  
主  
張  
ス  
ル  
才  
三  
者  
カ  
此  
証  
書  
ヲ  
知  
リ  
タ  
ル  
片

ハ

者	者	二	張	坊	キ	ノ	方	(財	項	レ
ノ	ノ	然	ス	場	ニ	ノ	ノ	産	参	リ
知	知	ル	ル	人	斯	知	自	編	看	此
ラ	ラ	時	當	ニ	ク	ル	白	カ	蓋	等
カ	カ	ハ	事	於	セ	所	ニ	三	レ	二
ル	ル	才	者	テ	ガ	ト	依	百	此	箇
モ	モ	三	ニ	ハ	リ	為	心	四	二	ノ
ノ	ノ	者	於	証	レ	リ	証	十	箇	推
ト	ト	カ	テ	ハ	証	レ	據	七	ノ	定
推	推	反	之	登	書	ヲ	ノ	条	推	ハ
定	定	対	カ	記	カ	ヲ	レ	及	定	何
セ	セ	証	証	ニ	其	証	ニ	レ	ノ	レ
ラ	ラ	書	據	依	効	ス	限	性	性	モ
ル	ル	ヲ	ヲ	リ	力	ル	ラ	質	質	法
ノ	ノ	知	擧	テ	ヲ	片	ル	ハ	ハ	律
モ	モ	リ	ク	公	排	ノ	、	互	互	上
ノ	ノ	夕	ヘ	示	斥	如	コ	ニ	ニ	ノ
ナ	ナ	リ	キ	ス	ス	ク	ト	相	相	モ
リ	リ	ト	ナ	ス	ル	相	十	異	異	ノ
既	既	臣	リ	ヘ	モ	争	レ	ナ	ナ	ナ

ル  
ヤ  
疑  
ナ  
シ  
然  
レ  
凡  
登  
記  
ハ  
可  
ク  
シ  
テ  
登  
記  
ヲ  
為  
ス

二	用	計	本	者	心	人	己	凡	ル
十	以	人	條	ヲ	心	証	此	文	ヤ
九	上	証	=	利	ハ	據	推	証	疑
得	十	據	所	ス	ナ	ヲ	定	書	十
ハ	九	テ	謂	ル	心	許	カ	不	シ
シ	ト	許	推	下	故	ス	例	知	然
何	十	ス	定	ヲ	三	ハ	外	レ	凡
上	上	モ	ハ	得	已	必	天	ノ	推
十	虫	ハ	輕	ス	レ	竟	相	推	定
心	毛	十	易	ハ	人	此	推	定	ハ
以	尚	リ	ハ	譜	自	推	定	ハ	可
者	木	此	ハ	ハ	白	定	ハ	絶	ク
事	証	故	ハ	三	三	私	自	對	シ
者	人	=	證	在	同	登	自	的	ヲ
カ	ヲ	其	ハ	然	以	利	自	ハ	登
書	以	價	テ	也	自	害	三	而	記
証	テ	額	テ	而	又	害	因	シ	ヲ
テ	証	力	ハ	シ	罰	ハ	心	テ	為
作	ス	五	ハ	テ	非	聞	及	テ	ハ
ハ	ル	十	反	テ	心	ハ	討	若	ハ

此等二箇ノ推定ハ何レモ法律上ノモノナリ



又	八	氏	二	力	又	証	牙	施	八
例	半	之	辨	登	下	書	以	又	方
八	八	牙	以	記	大	辨	不	下	法
八	以	授	者	七	陳	以	動	能	三
登	是	用	右	辨	迷	文	產	以	適
記	以	六	友	以	レ	此	賣	及	不
七	承	心	辨	レ	外	賣	買	故	レ
テ	糸	八	証	陳	レ	買	買	三	記
レ	三	只	書	八	此	八	為	例	書
文	於	將	辨	賣	場	任	為	八	十
心	六	素	授	主	人	裝	世	登	レ
抵	明	餘	用	八	三	七	價	記	下
當	示	天	心	買	放	レ	然	以	千
債	六	為	レ	主	天	外	心	非	二
務	心	大	得	任	差	心	三	レ	非
林	所	二	可	約	返	三	一	レ	レ
債	十	書	以	定	及	七	八	表	レ
擔	林	牙	然	心	辨	辨	及	頭	レ
看	卷	得	レ	者	証	心	辨	証	之
方	辨				書			書	牙

二斯  
八如  
三  
天公  
レ  
三  
八  
方  
式  
公  
示

債務者ニ信用ヲ与ヘシカ爲ス其債務ノ受取記

シ与ルニ下テ承諾セテ而シテ之カ爲メ抵当ハ

塗抹モ亦シク然レバ債務者ハ反對証書ヲ以

テ其抵当ノ債務ノ常ニ存在スル旨ヲ追認セ

リ其後債務者ハ眞ノ管濟ヲ得ルニ於テ故ニ秘密

ノ人々意ヲ新ニ更ニ登記セテ久シク以テ之ヲ其新

債於テ効力ヲ廢止セシメ得ルニ以テ蓋シ此抵当

人再生ス既ニ遡テ効力ヲ有スルモ非ズ

時トシテハ反對証書ヲ登記シテ欄外ニ筆頭附記

スルヲ以テ是レ精善ノ故ニ例ニ非ズ不動産ノ賣

買ノ場合ニ於テ若シ登記シタルニ非ズ不動産ノ賣

大	書	書	一	附	又	抵	亦	受	買
心	不	二	系	記	回	當	濟	取	場
附	無	依	卷	也	收	人	力	証	人
記	効	其	看	也	也	性	天	証	人
代	十	五	又	也	也	質	旨	証	於
日	元	留	登	心	為	及	陳	証	於
付	元	保	記	下	為	順	述	而	若
三	元	送	表	又	右	位	心	証	登
旋	元	心	面	得	反	又	心	交	記
元	右	場	上	以	對	以	心	對	証
有	人	太	塗	債	証	天	債	証	証
効	登	三	抹	擔	書	代	擔	書	心
十	記	於	心	保	又	價	者	証	証
元	天	元	之	編	登	証	六	代	証
心	回	心	不	才	記	心	單	價	証
元	復	此	交	百	八	其	純	未	代
心	之	交	對	八	十	特	心	夕	價
加	又	對	記	十	十	權	心	夕	價
為	新	証	記	十	十	權	心	夕	價
心	新	証	記	十	十	權	心	夕	價

之  
 心  
 元  
 以  
 元  
 是  
 心  
 元  
 不  
 故  
 心  
 例  
 心  
 不  
 動  
 產  
 人  
 賣



片  
二  
当  
リ  
テ  
之  
ヲ  
疏  
明  
シ  
タ  
ル  
ル  
カ  
故  
ニ  
今  
之  
ヲ  
再  
言

塗  
抹  
ノ  
欄  
外  
ニ  
此  
反  
対  
証  
書  
ヲ  
附  
記  
ス  
ル  
ヲ  
得  
可

此  
場  
合  
ハ  
債  
権  
担  
保  
編  
制  
ヲ  
三  
百  
三  
十  
七  
条  
ニ  
規  
定

夕  
心  
場  
合  
ヲ  
想  
起  
セ  
シ  
ム  
ル  
然  
レ  
モ  
本  
条  
ニ  
示

ス  
所  
ハ  
右  
才  
二  
百  
三  
十  
七  
条  
ニ  
規  
定  
ス  
ル  
所  
ニ  
比  
ス

レ  
ハ  
債  
権  
者  
ノ  
為  
メ  
ニ  
更  
ニ  
利  
益  
甚  
カ  
ル  
レ  
バ  
何

ト  
十  
レ  
ハ  
本  
条  
ニ  
於  
テ  
ハ  
債  
権  
者  
ハ  
已  
ニ  
以  
テ  
前  
ニ

登  
記  
シ  
外  
心  
債  
権  
者  
三  
已  
ハ  
抵  
当  
権  
ヲ  
以  
テ  
対  
抗

不  
心  
ト  
テ  
得  
テ  
カ  
故  
カ  
所  
之  
ニ  
及  
テ  
元  
債  
権  
担  
保

編  
制  
才  
二  
百  
三  
十  
七  
条  
ニ  
於  
テ  
ハ  
債  
権  
者  
ノ  
間  
ニ  
一  
ノ

区  
別  
ヲ  
設  
ケ  
タ  
リ  
ル  
区  
別  
ハ  
曾  
テ  
該  
條  
ヲ  
説  
明  
セ  
シ

元	乃	益	明	才	其	反	第	已	片
米	心	天	云	三	秘	对	五	乃	二
三	下	心	乃	者	密	証	十	分	当
春	乃	効	心	上	其	書	二	心	リ
二	得	力	心	題	心	及	條	心	テ
祭	実	乃	心	当	性	者		心	之
覚	二	有	心	事	雙	益		心	ヲ
七	反	心	而	者	人	者		心	疏
心	对	心	心	及	然	二		心	明
心	証	心	心	其	者	心		心	心
心	心	其	对	相	心	心		心	心
二	如	為	証	統	心	効		心	故
心	何	心	書	人	所	心		心	心
心	心	心	心	外	心	心		心	今
假	心	効	心	總	心	心		心	之
令	時	心	心	心	心	心		心	心
心	期	心	心	心	心	心		心	再
心	心	心	心	心	心	心		心	言
省	心	有	对	人	謂	心		心	

区別ヲ設ケタリ歟区別ハ曾テ該條ヲ說明セシ

財  
產  
カ  
表  
顯  
ノ  
取  
得  
者  
ニ  
依  
テ  
他  
人  
ニ  
譲  
渡  
セ  
レ  
又

カ  
当  
事  
者  
ノ  
一  
方  
ト  
承  
権  
人  
ト  
為  
リ  
タ  
ル  
後  
ニ  
發  
覺

セ  
テ  
レ  
タ  
ル  
ニ  
シ  
テ  
才  
三  
者  
カ  
之  
ト  
授  
用  
ス  
ル  
ノ  
利

益  
ヲ  
有  
ス  
ル  
ハ  
常  
ニ  
之  
ヲ  
授  
用  
ス  
ル  
得  
ル

即  
チ  
包  
括  
又  
ハ  
特  
定  
ノ  
承  
権  
人  
ノ  
普  
通  
法  
ヲ  
得  
ル

例  
ニ  
依  
リ  
表  
顯  
者  
賣  
主  
ニ  
對  
シ  
テ  
發  
覺  
セ  
レ  
タ  
ル  
依

然  
ル  
所  
有  
者  
タ  
ル  
者  
カ  
無  
資  
力  
ト  
シ  
テ  
承  
権  
人  
ノ  
發  
覺  
セ  
レ  
タ  
ル

及  
シ  
テ  
記  
書  
ノ  
有  
益  
性  
ハ  
時  
ニ  
於  
テ  
其  
債  
権  
者  
ノ  
發  
覺

其  
所  
以  
為  
リ  
タ  
ル  
ニ  
於  
テ  
ハ  
財  
産  
ハ  
其  
精  
美  
ノ  
中

ニ  
包  
含  
セ  
ラ  
レ  
タ  
ル  
代  
價  
ハ  
其  
債  
権  
者  
ニ  
分  
配  
セ  
ラ

心  
ハ  
記  
書  
若  
シ  
其  
發  
見  
ハ  
延  
引  
セ  
タ  
ル  
場  
合  
ニ  
於  
テ  
其

財	人	事	二	当	此	必	廿	八	財
產	承	者	非	事	必	然	廿	抵	產
力	承	者	非	者	如	然	廿	当	力
表	權	者	非	双	然	然	廿	卜	表
頭	人	者	非	方	然	然	廿	也	頭
人	承	者	非	人	然	然	廿	須	人
取	承	者	非	承	然	然	廿	也	取
得	承	者	非	權	然	然	廿	類	得
者	承	者	非	人	然	然	廿	之	者
依	承	者	非	外	然	然	廿	其	依
于	承	者	非	間	然	然	廿	手	于
他	承	者	非	心	然	然	廿	書	他
人	承	者	非	利	然	然	廿	在	人
二	承	者	非	益	然	然	廿	于	二
讓	承	者	非	益	然	然	廿	差	讓
渡	承	者	非	抵	然	然	廿	押	渡
开	承	者	非	触	然	然	廿	入	开
レ	承	者	非	天	然	然	廿	レ	レ
又	承	者	非	中	然	然	廿	レ	又

心  
 八  
 心  
 若  
 其  
 希  
 見  
 八  
 延  
 引  
 心  
 夕  
 心  
 場  
 今  
 三  
 旋  
 二  
 真

故  
十  
一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十

若  
一  
抵  
觸  
一  
方  
不  
當  
變  
者  
不  
相  
統  
人  
下  
他  
人  
生  
存

不  
心  
當  
事  
者  
又  
不  
同  
之  
久  
死  
亡  
之  
夕  
也  
他  
人  
當  
事  
者

人  
相  
統  
人  
下  
在  
間  
三  
生  
不  
心  
何  
中  
不  
及  
對  
証  
書  
不  
援

用  
不  
味  
意  
事  
者  
若  
其  
不  
相  
統  
人  
之  
利  
益  
其  
與  
人  
之  
心

但  
他  
人  
總  
不  
人  
意  
三  
國  
不  
心  
時  
三  
於  
其  
心  
如  
才  
其

及  
對  
証  
書  
不  
分  
之  
下  
之  
又  
全  
無  
付  
不  
採  
用  
不

不  
心  
不  
論  
十  
便  
心  
不  
有  
明  
身  
試  
其  
新  
心  
不

第  
五  
節  
追  
認  
証  
書

法  
律  
八  
十  
三  
條  
第  
五  
節  
追  
認  
証  
書  
不  
混  
同  
也  
其  
心

為  
人  
明  
力  
三  
其  
定  
義  
不  
為  
也  
以  
追  
認  
証  
書  
不  
既  
存  
不